

電子納品保管管理システム構築業務  
に係る企画提案書募集要領

この要領は、電子納品保管管理システム構築業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 電子納品保管管理システム構築業務
- (2) 目 的 クラウドを保存領域とする電子納品保管管理システムを構築し、業務効率化を図る
- (3) 業務内容 電子納品保管管理システムの構築
- (4) 仕 様 書 委託業務の詳細は、別添「電子納品保管管理システム構築仕様書」のとおりとする。
- (5) 契約期間 契約締結日から令和8年3月30日まで
- (6) 委託上限額 金18,282,000円（消費税および地方消費税相当分を含む。）

2 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。ただし、後段4（1）に定める受審資格認定申請書提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有する者として取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において現に指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による構成手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴

力団員 による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団 をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する など直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 スケジュール（予定）

| 項目               | 日程                              |
|------------------|---------------------------------|
| ① 実施要領等の公表       | 令和 7 年 5 月 2 日（金）               |
| ② 質問書提出期限        | 令和 7 年 5 月 1 3 日（火） 1 7 時 0 0 分 |
| ③ 受審資格認定申請期限     | 令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 1 7 時 0 0 分 |
| ④ 受審資格認定結果通知     | 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）             |
| ⑤ 企画提案書提出期限      | 令和 7 年 6 月 6 日（金） 1 2 時 0 0 分   |
| ⑥ 審査会（プレゼンテーション） | 令和 7 年 6 月中旬頃                   |
| ⑦ 審査結果通知         | 審査会終了後、概ね 1 週間以内                |

### 4 受審資格認定申請書の提出

#### （1）受審資格認定申請に関する資料

ア 受審資格認定申請書（様式第 1 号） 1 部

イ 福井県の競争入札参加資格決定通知書の写し 1 部

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

ウ 当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書の写し（共同企業体の場合） 1 部

#### （2）提出資料の様式等

実施要領および各種様式関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 2 3 日（金）（土、日、祝日を除く）の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。

イ 交付場所

〒 9 1 0 — 8 5 8 0

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

土木管理課

電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 4 7 1

メールアドレス kanrika@pref.fukui.lg.jp

なお、福井県ホームページからもダウンロードすることができる。

URL : (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/dennsinouhinnsisutemu.html>)

(3) 提出方法

電子メール、持参または郵送（必着）にて提出すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）1 7 時 0 0 分まで（必着）

(5) 提出先

4（2）イに同じ

5 受審資格の認定結果の通知

(1) 認定結果については、令和 7 年 5 月 2 7 日（火）までに受審資格認定申請書を提出した者に電子メールで通知する。

(2) 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和 7 年 5 月 3 0 日（金）1 2 時 0 0 分までに、説明を求める旨を記載した書類を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

6 質問の受付および回答

(1) 本委託業務に関する質問事項については、令和 7 年 5 月 1 3 日（火）1 7 時 0 0 分までに「質問書」（様式第 2 号）を、電子メールで提出すること。

（提出先：kanrika@pref.fukui.lg.jp）

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての参加資格認定者に対して一斉に行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

| 提出書類                             | 部数    |
|----------------------------------|-------|
| ア 会社概要書（様式第 4 号）                 | 各 1 部 |
| イ 同種業務の実績（様式第 5 号）               |       |
| ウ 企画提案書（様式任意）                    |       |
| エ 業務実施体制（様式第 6 号）                |       |
| オ 配置予定者の経歴および実績（様式第 7 号）         |       |
| カ 経費見積書（様式任意）                    |       |
| ※いずれもデータで提出（持参、郵送の場合は電磁的記録媒体による） |       |

(2) 企画提案書の内容

ア 業務の実施方針

業務目的を踏まえた、本業務の全体的な実施方針・成果物のイメージを記載すること。

イ 業務実施計画

本業務を確実かつ効率的に実施するための作業項目や作業フロー、進行管理等の実施計画について記載すること。

(3) 提出方法

持参、配達証明付き郵便、電子メールのいずれかによること。

なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。郵送の場合は簡易書留で提出期限までに必着のこと。電子メールの場合は、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。また、電子メールの場合で、合計10MB以上のデータを送信する際は事前に県担当者に伝え、県の大容量ファイル受信システムにより提出すること。

(4) 提出期限

令和7年6月6日（金）12時00分まで（必着）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(5) 提出先

持参、郵送の場合：4（2）イに同じ

電子メールの場合：kanrika@pref.fukui.lg.jp

8 審査会およびプレゼンテーションの実施

提案者の審査を行うため、提案内容のプレゼンテーションおよび提案内容に関するヒアリングを実施する。その日程等は概ね次のとおりとし、詳細は受審資格の認定結果と併せて通知する。

(1) 開催日時

6月中旬頃

(2) 開催場所

福井市内

(3) 実施方法

プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分以内

ただし都合により1者あたりのプレゼンテーション時間を変更する場合がある。

(4) その他

応募多数の場合は、事前に書類審査を行う場合がある。

公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は参加資格を失う。

## 9 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等を審査委員会において審査し、評価点数の総合得点により最高得点者を契約先候補者とする。  
評価基準については別添「企画提案書の評価基準」のとおりとする。
- (2) 審査結果については、企画提案書を提出した者に電子メールで通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。
- (3) 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。
- (4) 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

## 10 契約

### (1) 契約の締結

契約先候補者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。

この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

### (2) 契約書・契約保証金

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところとする。

### (3) 契約締結の取り消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 契約先候補者が、契約の締結に応じないとき。

イ 契約先候補者の財政状況悪化等により、業務の履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ 契約締結までに3に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

エ その他、契約先候補者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

## 11 その他

- (1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。  
また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、脂肪、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の責任者等であることとし、福井県の了解を得なければならない。
- (2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。

- (4) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、すべて福井県に帰属する。
- (7) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、12の担当窓口に照会すること

12 担当窓口（書類の提出先および問い合わせ先）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

土木管理課

電話 0776-20-0471 FAX 0776-22-8164

E-mail kanrika@pref.fukui.lg.jp